



第1部：基調講演

「地方公共団体の財政の健全化について」



三橋 一彦 氏

(総務省自治財政局財務調査課 理事官)

はじめに

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました総務省自治財政局財務調査課の三橋と申します。今日お集まりの皆さまには、日頃から地方行政の現場で住民福祉の向上、あるいは地域の活性化にご尽力いただいておりますこと、また、地方行政の円滑な推進にご理解とご協力をいただいておりますことに、まず感謝を申し上げたいと思います。

本日は1月下旬となりまして、それぞれの団体でも来年の予算編成、あるいは年度末に向けての事業の推進に大変お忙しい中、このように大勢の方にお集まりいただき、昨年の通常国会で通過しました「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」についてご説明する機会を私どもにお与えいただきましたことを大変ありがたく思っております。

今日は、地方公共団体財政健全化法関係資料（以下「関係資料」という。）を用意させていただきました（86ページ以下に掲載）。資料は大変分厚いのですが、時間が大変限られております。また、今日は財政担当部局の方が大勢お集まりだと思いますが、中にはそれ以外の部局の方もいらっしゃるのではないかと思います。

地方公共団体の財政の健全化を図るための法律ということで、政府としては半世紀ぶりに抜本的に制度が変わりましたので、ここに至る背景や今後どういふふうな仕組みが入ってくるのかということを中心に、ポイントとなることを関係資料からかいつまんでご説明したいと思います。



1. 地方公共団体財政健全化法公布の背景

この法律は昨年6月に公布されました。最初になぜこういう法律ができることになったかに若干触れたいと思います。事の発端は今からおよそ2年前のことです。当時の竹中総務大臣は、構造改革について大変強いリーダーシップを取られたわけですが、三位一体改革を推進していくに当たり、将来の地方分権の具体的な姿を大きな絵として描きたいということで、それを議論するために、これまでの大臣にはなかったのですが、大臣自らがメンバーを集めて主宰され、一つの会議が行われました。「地方分権21世紀ビジョン懇談会」という会議ですが、その中では、地方の自由度の拡大とともに責任の明確化についての議論がなされました。財政健全化や行革推進など、いろいろな取り組みを地方公共団体をお願いすることが多いわけですが、ここ2年余りの動きはこのビジョン懇談会の議論が発端になっていると言っても過言ではないだろうと思います。

その構成員は、猪瀬直樹先生をはじめ、現在の経済財政諮問会議の担当大臣である大田弘子先生や本間正明先生などが入っておられます。この中で、特に地方公共団体が地方分権を進めていく中で、自由度の拡大ということと責任の明確化は表裏一体であろうという大変強いご議論がありました。また、この懇談会は、かなり大胆なことを委員の方がおっしゃって、それを大臣が強い意志で推進するものでした。

この懇談会の報告書の中で、「いわゆる“再生型破綻法制”の整備」ということを提言されておられまして、結局、今までの地方公共団体は護送船団方式で、国が何とかしてくれるという意識があったのではないかという、大変強い不信感と言うと語弊があるかもしれませんが、そういう指摘を先生方からいただいたわけです。

特にそれが財政規律の緩みにつながってきた面は否定できず、これは各地方公共団体個々の運営の問題だけでなく、国・地方を通じた財政制度全体がそういうことを許すような仕組みになっているのではないかという強い危機感、問題意識を呈されたわけです。その地方財政の規律を回復させなければならないということ、それが再生型破綻法制の議論の発端になったわけです。

そうは言っても自治体と民間企業とが違うのは当然のことで、民間企業は破綻すれば倒産して、法人格をなくして財産を債権者に分与していくことになる



わけですが、地方公共団体は住民サービスを継続していかなければならないわけです。ですから、やはり自治体を再建し、住民サービスが確保できるように対処していく再建型破綻法制が必要であろうという意識が、この懇談会の報告書の中にも表れています。

ただ、現在の制度にかんがみて、やはり早期の是正措置を講じ、それからこういう仕組みを担保するために、正確な財政情報を住民にオープンにしていく仕組み、法制を速やかに整備すべきであるということがかなり言われています。場合によっては地方公共団体の債務について銀行が審査をして貸すか貸さないかを決めるということもあっていいのではないかというような議論もありました。ただ、このときには、3年以内に制度を整備するというのがうたわれておりまして、この提言を受けた上で検討する時間がややあるようなことを書き入れてあります。しかしその後、2006年の6月か7月に夕張市の問題が表面化し、自治体の財政規律の問題が国会でも大変注目を浴びました。

それで、竹中大臣の後を受けた先の総務大臣である菅大臣から私どもに対して、3年と言わずすぐさま法整備すべきであるという強い指示があり、このような規模の法律を作る上では大変異例なことですが、わずか半年ぐらいの間に制度の骨格を固め、先の通常国会に提出したということです。

2. 現行制度

では、何が今までの財政健全化の仕組みや再生の仕組みと違うのかということところです。関係資料1（87ページ）「地方公共団体の財政の健全化に関する法律について」は、この法律の内容を示したものです。矢印の右側の方が財政状況が悪化した団体のイメージで、左側に行く方が財政状況が健全な団体のイメージです。この矢印の下の方が現在の制度、上の方が新しい制度です。新しい制度の本格的な施行は平成21年4月で、平成20年度決算から適用されることとなります。

現在は、地方公共団体の財政状況が悪化すると、地方財政再建促進特別措置法によって再建を図る仕組みになっています。ご存知のとおり、夕張市に適用しているのはこの法律で、総務大臣の同意を得て、18年かけて赤字を解消するという計画を作っているわけです。この赤字というのが一体どの範囲の赤字なのかということも問題になるかと思いますが、赤字団体の申し出により計画



を作り、その計画に総務大臣が同意をします。今の地方分権一括法では総務大臣の承認となっていますが、承認あるいは同意を得て計画を策定し、再建をするというものです。

ももとの法律は、今から半世紀以上前の昭和30年に作られた法律で、昭和20年代後半は市の7割近くが赤字を抱えていました。まだ戦後の混乱が続く、制度が安定しない時期で、その赤字をどう解消していくかが非常に大きな課題になっていたわけです。ですから、この法律はもともと昭和29年度の赤字の団体を再建するという法律で、そういう意味では特別措置法、臨時的な法律だったのです。ただ、昭和30年以降の赤字の団体についてもこの法律を準用しながら再建できるという仕組みになっておりまして、夕張市もそうなのですが、この法律の一部を準用しながら再建していくという仕組みだったわけです。

しかも、これは申出制ですので、申し出なければどんなに悪くなくてもこの法律は適用されません。結局、地方公共団体の方から申し出て総務大臣の同意が得られないと、法律が適用されないという仕組みです。ただ、申出制ではありますが、赤字の比率が市町村の場合には20%を超えますと、地方債の発行ができないという起債の制限が入ってきます。したがって、事実上、20%というラインが再建制度を使うか使わないかというラインになっていたわけです。言わばこれまでうちの団体は再建団体ではない、うちは5%だ、10%だと、大阪府はもっと厳しいですが、財政課の皆さんが総務省に報告していたわけです。

ただ、この都道府県の5%とか市町村の20%とかというのは、あくまでも普通会計の指標で、公営企業会計の赤字はここには入っておりません。ですから、普通会計の部分さえ黒字にしておけば、再建制度の対象にならなかったわけです。

このような仕組みは、やはり半世紀前の仕組みということで、大変いろいろな課題を抱えています。まずは、非常に悪い状態になってから申し出るという仕組みで、常日ごろからの分かりやすい財政状況の開示が不十分ではないかという指摘があります。地方公共団体の財政状況については、皆さま方の団体でもホームページなどに掲載していただいていると思いますし、広報誌などいろいろな形で広報されていると思いますが、やはり分かりにくいということがあ



ります。財政畑の方であればこれがこうでこうなってというのが分かるのですが、一般の住民の方に対して、ほかのまちと比べてどうなのかとか、ここまでいったらどうなるのかという観点での分かりやすさというものがない。それから、再建団体になるかどうかの基準はあるのですが、もっと手前の段階で早期の是正、早期の財政の健全化を図るという機能が、この法律にはありません。

それから、話は戻りますが、現行制度の赤字はあくまでも一般会計を中心とした会計の赤字の話で、例えば公営企業には公営企業の中に再建制度があり、あくまでも地方公営企業法が適用されている企業なのです。水道事業や病院、交通事業などに限られていて、例えば下水道事業や宅地造成事業、介護サービス事業、観光施設事業などについては、今は再建制度がないのです。

もちろん決算をしていますから赤字があることは分かるのですが、一般会計は黒字であったりと、普通会計の赤字を中心とした収支の指標で判断されていたわけです。また、収支ですから、年間の歳出と歳入が取りあえず合っていればいいということになります。そうすると、年間収支を合わせるために借金をして収支を合わせていくことになって、借金の残高がどんどん上がっていくわけです。それをストックといっていますが、そういう負債がどんどん増えていく状況をとらえても、何ら再建なり早期健全化の仕組みにするという状態になっていないということがありました。また、公営企業も同様で、公営企業には再建制度があるわけですが、やはり早期の経営の健全化、是正機能がない仕組みでした。

これを今回の法律では抜本的に改めて、新しい法律として仕組みを作ったわけです。

3. 健全化判断比率の公表

それが関係資料1(87ページ)上段ですが、どういう内容かというのと、これからは普段健全だといわれているような団体は、指標の整備と情報開示の徹底に努める。財政指標は四つ、公営企業はまた別に幾つかあるようですが、主な指標は四つということで、この四つの指標を毎年各地方団体が決算をするときに算定します。しかも、これを監査委員の審査を受けた上で議会に報告し公表していただくという仕組みが入っています。この指標をなぜ新しくしたかということですが、自治体はということだけではなくて、やはり地方団体の財政



状況をなるべくトータルなものにしようということで、指標の再編をしたわけです。

(1) 実質赤字比率

具体的に言いますと、地方公共団体の会計はいろいろな会計があるわけですが、大きく分けると税や交付税など、いわゆる公的な資金でされる事業、これは普通会計の範囲ですが、この普通会計の範囲を対象としている指標は、今までのものとほぼ一緒だと考えていただいて結構です。一部は全体の再編の関係で変わっていますが、ほぼこれまでと同様だと考えていただければよいかと思えます。

(2) 連結実質赤字比率

それに加えて、新しい指標として連結実質赤字比率というものが指標として出てきたわけですが、これは、赤字の会計もあれば黒字の会計もあって、いろいろ分かれているわけですが、それをやめて、公営事業会計、公営企業会計、あるいは下水道、宅地造成、そういうものを全部含めて一つの団体の会計を全部連結した赤字、あるいは資金力を把握しようという比率です。計算式が関係資料5（90ページ）「健全化判断比率等の概要について」に出っていますが、標準財政規模（税金や交付税で一般的にその団体の規模として持ち得る一般会計の規模）に対して、一般会計や公営企業会計の赤字がどの程度あるかを表しています。これはこの法律で新しく指標として作られたものです。

(3) 実質公債費比率

それから、実質公債費比率というのは、従来、起債制限比率と呼んでおりましたもののバージョンアップ版です。実質赤字比率はいわゆる赤字をとらえようという指標ですが、こちらの方は一般財源に対して実質的な借金の返済額が年間どのくらい多いかをとらえようというものです。

これは現在、地方債の協議制が入っていますので、昔ですと地方債を発行する場合は一般市町村であれば知事の許可、政令市や都道府県では総務大臣の許可が必要でしたが、今は財政状況さえ良ければ許可がなくても地方債を発行できる仕組みになっています。協議をして、合意が得られなくとも地方債が発行



できるという仕組みになっていますが、その地方債を許可なく発行できるかどうかを判断する指標としてもこれが使われています。これを新たな指標として作ったということです。

今、申し上げました（１）実質赤字比率、（２）連結実質赤字比率、（３）実質公債費比率という三つの指標は、あくまでも１年間の赤字であったり、あるいは１年間の借金返済の重さを量る指標です。その意味でフロー指標と呼んでいます。その一方で、もう一つ新しく作った指標として将来負担比率というものがあります。これはストックの指標で、こちらの方はある時点における借金の額をとらえようという指標です。

（４）将来負担比率

関係資料４（９０ページ）「健全化判断比率等の対象について」にありますように、これらそれぞれで矢印の幅、つまり健全化判断比率等の対象が変わってくるわけです。実質赤字比率はいわゆる普通会計の範囲の赤字をとらえるもので、連結実質赤字比率は一つの地方公共団体としての会計を全部通じた範囲での赤字をとらえるもの、そして実質公債費比率は起債限度がある一部事務組合・広域連合まで含めた事実上の借金の返済額をとらえるものです。さらに、将来負担比率も地方団体の借金をとらえる指標ですが、その範囲は一部事務組合、広域連合、地方公社、第三セクター等が負っている借金でも、実質的に親団体と言いますか、一つの地方公共団体が背負わなくてはいけない借金を含めて、将来の債務負担を把握しようという指標です。

関係資料７（９１ページ）「将来負担比率の概要について」という資料が載っています。標準財政規模から元利償還金等に係る交付税算入額を除きますと、ネットが一般財源と考えていいのですが、地方債の現在高は借金が多ければ大きくなります。それから、債務負担行為に基づく支出予定額、借金ではないけれども、事実上、将来負債となることが確定しているようなもの。それから、退職に当たっての支給予定額のうち、税・交付税で対応していかなければいけないような普通会計の負担見込額も算定します。それから、先ほど申し上げました公社や第三セクターが持っている借金でも、元団体が損失補償という形でその公社や第三セクターが借金を払えなければ代わって払いますという約束をしている場合があるわけです。そういうものについても算定していこうという



形で、広い意味での負債総額をとらえていこうという指標です。これに充当できるような基金や交付税算入見込額等をマイナスの要素として考慮するわけですが、そういう指標として将来負担比率というものを作っています。

以上の四つの指標が、地方公共団体を一つの法人、一つの団体として財政状況が健全か不健全かということを判断する指標として、この法律で定められているわけです。

4. 財政の早期健全化

公営企業が各事業を行う際には、例えば交通事業なら交通事業、下水道なら下水道、病院なら病院というそれぞれの企業ごとに公営企業会計の赤字である資金不足比率を用いて、それぞれの財政状況を毎年明らかにし、それを監査委員の審査に付した上で議会に報告して公表します。この指標に問題がなければ、この団体は取りあえず財政状況としては健全だということになるわけですが、その指標のいずれかが悪くなりますと、「財政の早期健全化」という段階に入ります。

地方公共団体の財政状況を判断する際には大きく四つの指標があると申し上げましたが、その四つの指標のうちの一つでも提示されている基準以上になりますと、「自主的な改善努力」というものが要求されます。「自主的な改善努力」というのは分かりにくい言葉ですが、何をするかというと、まず財政健全化計画を策定するということが義務付けられます。

財政状況が悪くなると、財政再建プログラムとか財政健全化計画など、いろいろな名前で計画を作ることになるわけですが、単に首長や執行部が計画を作りましたというだけではいけないのです。法律上、その計画の策定は義務になっており、策定しなければいけません。しかもその策定に当たっては議会の議決が必要となっております。また、その策定に当たっては、外部監査を長が要求して、外部監査をかけた上でこの計画を策定する仕組みになっています。

外部監査を受けた上で議会も議決をしてこういう法律を作るということは、法律上義務になっているわけですが、それがどういう内容かということについてはそれぞれの団体に任されるというのが、この「自主的な改善努力」の段階です。

ただ、健全化の際の目標はあります。一つでも二つでも指標が基準を超える



と「財政の早期健全化」の段階になります。この段階になりますと、普通会計の収支は均衡（0%）。そして、それ以外の指標は基準を下回るようにしてくださいというのが法律上の義務です。ただ、その目標を達成できるのであるならば、とにかく事業を縮小させて改善していくのか、それとも人件費を削減して改善をしていくのか、あるいは財産を売却して改善していくのか、それは各団体の取り組みに委ねられています。ですから、議会と首長さんの間でよく相談をしていただいて計画を策定します。もちろん計画を策定するだけではなく、毎年度議会にその実施状況の報告をしなければいけないことになっています。そして、住民に対してそれを公表するという仕組みになっています。すなわち、計画を策定し、それを回していくという大きな枠組みは義務付けられているのですが、どのような内容で改善していくかは、それぞれの団体の判断に委ねられているというのが、この「財政の早期健全化」という段階です。今の再建法では再建計画には総務大臣の同意が必要になるわけですが、早期の健全化ということですので、やはり自主的な努力によって、議会や住民に公表しながら改善していければベストだと私どもは思っております。

この段階では、あくまでも市町村や都道府県などの当該団体で自主的な改善努力をするということがこの仕組みの趣旨ですので、国の関与というものはなるべく抑制したいと考えています。ただ、実施状況を見ていく中で、あまりにも早期の健全化が著しく困難で、改善どころか逆に悪化している、このままでは財政の再建は到底できないという状況が見て取れれば、やはり議会や住民の皆さまももう一度よく考えていただきたいということで、総務大臣または知事が必要な勧告を行うことができるステージが入っています。

できることならばそういうことはしたくないわけですが、仮に勧告されると、その勧告された首長さんは勧告されたことを議会でも報告しなければいけませんし、また監査委員にも報告しなければなりません。そしてもちろん勧告内容は公表されます。ただ、勧告を尊重することは義務なのですが、従わなければならないという義務はありません。あくまでも助言勧告でしかないわけですが、住民と議会に一つの警鐘を鳴らすという意味で勧告の仕組みが入っているということです。



5. 財政の再生

この段階で改善できればそれがいいのですが、不幸なことにもっと財政状況が悪化すると、「財政の再生」という段階に入ります。この段階になりますと、これはもう自主的な改善努力に期待ができない段階ですので、国等の関与による確実な再生を行うこととなります。まず、財政再生計画を策定、これにはもちろん議会の議決を必要とします。そして、「早期の健全化」の段階では目標は決まっていますがどういう計画を作るかは任されていたわけですが、財政再生計画の方は強制的で、具体的には事務事業の見直しは当然ですが、手数料・使用料等の引き上げ、税の徴収、財産の売却、場合によっては法定外税等も検討して、計画内容を策定します。その上で、この財政再生計画は総務大臣に協議して、同意を求められることとなっています。これは「求めることができる」ですので、求めないこともできるわけですが、総務大臣の同意を得ない、あるいは同意を求めたけれども同意が得られないという場合ですと、災害復旧事業を除き、地方債の発行が全面的に制限されます。ですから、もうこれ以上借金はしないので国に頼ることなく再建しますという団体はそれで改善する道は残されているわけですが、それは相当困難な道です。困難な道でも進むという団体であれば、それは可能です。

ただ、いろいろな事業をやる中で、いろいろなことに対処しなければいけない、もう一方で再生を進めなければいけない、やはり地方債の全面禁止ということではやはり厳しいという団体は、財政再生計画の同意を求めて、同意がありますと、地方債の起債制限は解除されます。それが解除されますと、その収支の不足を長期的な債務に振り替えて債務を減少させて、計画的に解消できるようにしておきたいということで、これを再生振替特例債と言いますが、そういう起債もすることができます。ただし、その起債は財政再生計画の期間内に償還しなければならないという仕組みが入っています。また、こういう段階になりますと、財政運営が計画に適合しないと認められるような場合には、予算の変更ということも考えられます。

6. 公営企業の経営の健全化

公営企業の経営健全化も、申し上げたように毎年、毎年の指標の算定と、それからその指標が一定程度悪化しますと財政の早期健全化、公営企業でいきま



すと経営の健全化計画を作ることになるわけなのですが、そういう仕組みが入っています。

一般会計や普通会計が赤字になっている団体は少ないわけですが、公営企業は赤字の団体も結構あります。イメージとしては、公営企業の赤字については、なるべく早期に経営改善計画を作って、全体の赤字に及ばないようにするということが一つ求められるだろうと思っています。ただ、公営企業の赤字がどんどん膨らんで、それが地方公共団体の標準財政規模から見て維持できないような規模になってまいりますと「財政の早期健全化」の段階になりますし、さらに悪化すると「財政の再生」という段階になるということです。

7. 地方公共団体財政健全化法における早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準

少し余談になりますが、財政再生基準は、先ほど申し上げました四つのうち、三つの指標にしかありません。これは先ほども申し上げましたように、「財政の再生」というのは予算編成上も財政の上でも非常に厳しい制約があります。それだけの厳しい制約を受ける団体というのは、あくまでも財政状況が切迫しているような状態に限るべきだろうということで、赤字が大きい、あるいは元利償還金が非常に重いということで財政再生団体とするとされています。将来負担比率が悪化していても、ではどこからが危機的な状況なのかというのはなかなか難しく、予算編成や財政運営に強い制限をかけることとなりますのでフェアにやらなくてはいけないということで、これについては再生基準が設定されております。

この基準については、資料としては関係資料13(95ページ)「地方公共団体財政健全化法における早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準について」に、5つの規準を載せています。

- ①実質赤字比率は、財政再生基準は現行の再建法の起債制限の基準に従って市町村の場合は20%としていますが、早期健全化基準については、現行の地方債の許可制移行基準を念頭に、小さな市町村は15%、大きな市町村は11.25%、都道府県の場合は3.75%と設定しています。
- ②連結赤字実質比率は、実質赤字比率に5%加算し、財政再生のラインはそれに10%加算した基準で設定されております。ただし、連結実質赤字比率は法



律で導入された新しい指標であるということから、その財政再生基準については3年間、10～5%引き上げることになっています。

③実質公債費比率は、早期健全化基準は25%のライン、財政再生基準は35%のラインとなっています。

④将来負担比率は、市町村は350%となっています。

⑤公営企業における資金不足比率は、これが年間の資金不足比率が20%を超えると、公営企業単体の経営健全化計画を立てなければならなくなります。

ここに至るまでに、私どもでは算定方法や早期の健全化についてのいろいろなご意見等を伺ってまいりました。各地方公共団体に対して説明会を開いたり、あるいは意見交換を行ってまいりまして、関係資料15・16(97・98ページ)「地方公共団体財政健全化法に係る財政指標及び基準の整備に関して地方公共団体からの意見・要望を反映させた主な事項」にあるように、さまざまな地方公共団体のご意見を踏まえた配慮をさせていただいているところです。

この指標は、具体的には平成19年度決算から、時期は、来年の秋ぐらいまでに公表されることになってまいります。指標の公表は今年4月からですが、まだ平成19年度決算は指標が公表されるだけで、この指標が悪くても財政健全化計画や財政再生計画策定の義務はありません。まずは公表するということです。

そして、平成21年の4月以降はこの指標が悪くなりますと、財政健全化計画なり財政再生計画なりを策定する義務が生じることになります。今まさに次年度予算編成を各団体でやっていただいていると思いますが、その中で公営企業の赤字や外郭団体の負債なども含めて目配りをしていただきながら次年度予算の編成をして、次年度の決算をしていただく必要があるわけです。

8. 現在の見通し

ここまでざっと制度の概要を説明してまいりました。私どもはよく、このような団体に大体どのぐらい該当するのでしょうかという質問をいただきます。四つの指標のうち二つの指標は新しい指標ですし、平成19年度決算からの公表ということですので、まだ判定ができていないわけですが、実際に四つの指標の中の実質赤字と実質公債費につきましては現在ある指標です。仮に平成18年度の決算で、実質赤字比率で早期健全化基準以上になると思わ



れる団体は、全国に8つぐらいあります。

それから、公債費比率の方は、早期健全化基準は25%以上です。実際は各団体でお分かりだと思いますが、この団体は全国で45団体あります。うち、財政再生基準以上、いわゆる35%以上に該当してくる団体も、現時点で3団体あります。

しかし、これらの団体は、すでに財政改善の取り組みをしています。したがって、法律が本格施行される平成20年決算、平成21年4月に向けて、これをにらんでまさに今改善に取り組んでいる団体ですので、最終的にこの法律が施行されますと、どの程度の団体がこの基準に該当するかは不透明な部分があります。しかし、ざっくり申し上げると、われわれの予想では早期の健全化団体は恐らく全国で50～100団体ぐらいになるのではないかと考えております。

それから、皆さん割と四つの指標に注目してしまうのですが、実は先ほど申し上げましたように、やはり個々の公営企業についても改善すべき点があるのです。ですから、公営企業における資金不足比率が悪化している団体も、該当する公営企業については経営健全化計画を作って、一定期間をかけて改善していったり周りから応援していく。その過程では第三者も入ってきますし、行政が判定を受けるということにもなっています。そういう団体が結構出てくると思います。ですから、地方公共団体の財政改革の範囲、各公営企業の会計、あるいは組合や公社、三セクも含め、おのずと範囲が決まってくるわけですが、それをなるべく広くとらえていって、しかも住民に極力オープンにしていく。

算定資料などは、先ほど説明しましたように、議会に報告し住民に公表します。しかも、算定資料は5年間市役所に備え付ける義務があり、第三者もこれを確認することができます。このようになっていきますので、財政状況が悪化する中で、住民あるいは議会の皆さんで議論していただくことがこれからは重要になっていくだろうと思います。

いろいろなところへ説明に参りますと、大変厳しいというご意見もあるわけですが、やはり大きな流れとしては分権の時代になって、財政運営の自由度が増す方向です。分権はしたけれども住民サービスが低下したということになっては困るわけで、住民サービスもやはり確保しなければならない。そのためにも住民に対する情報の公開、そして議会とともに、どのような財政の健全化を



していくのかを議論していただくことが大事ではないかと思ます。

単に、こういうふうにすれば指標をクリアできるのか、何とかできないかというご相談や声はよく私も聞くのですが、いかにしたら再生団体になることを回避できるのか、どうしたら基準をクリアできるかということではないのです。中にはこういう財政改革をやっておられるところがあります。これは非常にいいことだと思うのですが、議会にも住民にも、わがまちの状況はいかにほかの団体に比べて悪い状況にあるのかということの説明して、だからぜひ応援してほしいということを財政改革の中でやっておられます。やはりオープンにしていく、特に特別会計や外郭団体の状況というのはなかなか住民にも分かりにくいですし、今まではどちらかというあまり注意を払ってこなかったという側面があると思いますが、そういうものをすべてオープンにしていって、改善の議論をするチャンスとしてとらえていただければと思っております。

また、あくまでも法律の指標は最低限の指標です。分かっている人であれば、この基準は完ぺきなものではありませんし、また厳しい内容にはなっていますが比較的配慮がなされている基準でもあるということがお分かりかと思ます。そういう意味ではこの基準さえクリアすればよいということではなくて、より積極的な財政の改善、あるいは持続可能な財政状況を指向していただかなければいけないということだと思います。そういう意味では、いろいろな情報公開の仕組みが関係資料の27・28（106ページ）「地方公共団体の財政状況の情報公開」に、財政比較分析表や財政状況等一覧表のイメージを載せています。こういうものも充実させていきながらわがまちの財政状況を提示して、どのようなサービスを展開して行政を推進するのかということを議論していただければと思ます。

残りの時間は質疑に当てたいと思ます。ご清聴ありがとうございます(拍手)。

9. 質疑応答と補足

ご質問がないようでしたら、私の方から補足したい部分があります。

財政担当の方が一番心配されるのが、この指標の算定作業が大変なのではないかということと、簡単に審査できるのかということで、よくご質問をいただきます。これは本当に悩ましい問題だろうと思っておりますが、決算統計とこの指標とはやや違っている部分があります。決算統計で捕捉できていない、新



たに捕捉しなければならないという事例もたくさんあります。そういうものも含め、昨年の夏にかけて、かなり基礎調査をしてみましたが、私どもでは算定フォーマットというものを作って検討してみました。できれば練習ではないですが、18年度決算で試算してみられるようなフォーマットを作って、早くお渡しした方がいいのかなとは思っています。フォーマットの改善点についても皆さまからご意見をいただきながら、完成していきたいと思っております。

それから、指標の算定方法は、先ほど基準の算定がありました。省令はある段階で各財政セクションには渡せると思いますが、今月末か来月の初めには公布されるということです。ただ、省令の一部は告示方式ですので、さらに細かいところも年度末までに出す予定ですが、それより先に算定フォーマット等はお示ししておきたいと思っております。

また、よく聞かれるのは、これから交付税はどうなるのかという質問です。今は大変交付税が厳しくなっていますが、平成20年度の大改革については、菅総務大臣にも地方公共団体に対する交付税の獲得について、かなりご尽力いただいたと伺っております。これが将来も続くのでしょうかというふうになるわけですが、これは毎年毎年、政府全体で、総務省と財務省が議論しまして、地方財政の状況も踏まえて検討をした上で交付税が決定されているわけです。もちろん法律に書かれている交付税からも交付税が充当されるわけですが、それでは全然足りませんので、財務省の中では地方はもっと行革をすべきであるという意見もあるわけです。しかし、私どもの方から言うと、もう少し地方財政を充実させていただきたいとなるわけです。

今日はせっかくの機会ですので、わが国の状況が今どうなっているのかを少し説明したいと思います。

ご存知のとおり、バブルが崩壊してからの経済危機もあり、地方公共団体の借金はどんどん増えています。その間、国から地方への財源移譲も、細かい数字で恐縮ですが、地方の財政事情に対し、地方税や交付税を通常のルートで確保していくのでは収支が全く合わないという状態が続いています。それが臨時財政対策債や交付税特会などの配分に使いますので、借入金をしながら借金を増やしているという状態です。ここ数年は若干減らす方向に傾いてきてはいますが、まだまだその道のりには厳しいものがあります。



例えば1992年、バブルが崩壊してまだ間がないころですが、景気対策も種々やっておりましたし、まだそんなに経済状況も行き詰まっていなくて、そのときの日本の財政収支を国内総生産との比較で見た場合には、マイナスにはなっていますが、ほかの先進国と比べて財政収支は悪くなかったのです。ただ、それがバブルの崩壊の後、わが国では公共投資をたくさんやったということで、財政収支はどんどん悪化していきます。一方でヨーロッパの国々は、EUの統合に向けて財政収支の悪い団体は統合できないというルールを定めましたので、みんなこぞって財政状況を改善していきました。日本はようやく小泉内閣になってから、財政収支の改善に取り組んできているという状況です。ただ、それでも先進国の中では最後の方になっています。

もっと悲惨なのは債務の残高です。各国は国内総生産における債務残高をなるべく増やさないように平準化していくということでやっているわけですが、日本だけが国債を発行して借金を増やし続けているという状態になっています。これを好機として国の収支を改善して、債務残高を減らしていかなければ、わが国は人口減少時代に入っていますので、大変厳しい状況になっていくであろう、これが今、国としての大きな財政の流れです。

交付税も、平成19年度当初一般会計で82.9兆円ですが、国税はそのうち53.5兆円で、25.4兆円は公債金です。その借金うちの20.2兆円は赤字国債で、建設国債が5.2兆円です。国税のうちの一部が交付税の原資になるわけですが、交付税特会に14.9兆円入りまして、公債金からは16.6兆円が、補助金、交付税という形で地方財政に組み込まれます。それで足りない部分については臨時財政対策債という起債に振り替えて交付しているという状態になっています。これはまだ平成19年度の財政健全化の取り組みということで、あまりこれまでと変わらないように見えますが、2、3年前まで国税として入ってくるものが13兆円ほどで補助金は19兆円という状態でしたので、そういう意味ではかなり無理をしている状態にあるわけです。

三位一体改革で税源移譲を含む国と地方の税源配分の見直しを行ってきたわけですが、国民の租税、国民から払っていただいた税金が87.1兆円です。このうちの60%が国税で地方税が40%、つまり税収においては地方は2、国税は3、3対2で国民が払った税金は国税が多いのです。一方で、サービスとしては国が2で地方が3で、最終的には地方がサービスをやっているのです。そ



の間のギャップを交付税や国庫支出金で補っているのですが、それをこれからは税に振り替えて、なるべく地方におけるサービスをする自治体など諸団体に税金を移していく。これが三位一体改革の基本的な方針なわけです。しかし、これも国民から預かる税金は87.1兆円しかなくて、サービスをするには150.6兆円かかるわけで、全然収支が合っていないのです。ですから、方向的にはサービスをとにかく効率化していくか、それとも国民の皆さまに負担を求めるかということしかない状態であるわけです。そういう厳しい中で運営がなされている状態です。

やはり住民に負担を求めるとか、あるいは税を上げる、これは交付税もそうですが、その議論の一方で、ではどういうふうサービスを効率化していくか、あるいはすべてをやるのではなくてどれを選択していくのかという判断をしなければなりません。あるいは住民にはどういう部分を担っていただければよいのかという議論を、国というレベルだけでなく、やはり地方も含めてやっていかないと、この状況を改善していくには厳しい状態になっているのかと思います。

最後はやや遠大な話になってしまいましたが、こういう厳しい中で毎年の地方財政改革ということで、地方の財政運営に穴が開かないように取組みをしているところです。地方財政改革をしなければ、将来に負担を押しつけることになります。国会でも議論がありましたが、財政健全化法が必要なのはむしろ国の方ではないかという批判もありました。まさに地方公共団体の財政健全化法が発効するわけですが、大きな流れを見ますと、その中でやはりサービスの水準と負担、そして同じサービスをやる上でどうしたら一番効果的、効率的にやれるかということ、国も地方も考えていかなければいけない、こういう事態になっているということです。

この大きなこの流れというものをぜひ皆さんにもご理解いただきたいと思っています。



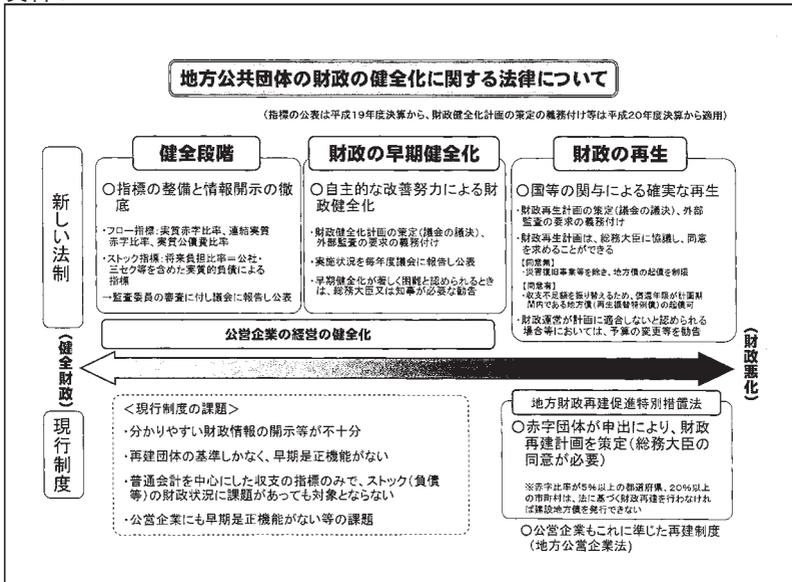
第1部関係資料一覧

資料	資料の内容
1	地方公共団体の財政の健全化に関する法律について
2	地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要
3	同上
4	健全化判断比率等の対象について
5	健全化判断比率等の概要について
6	同上
7	将来負担比率の概要について
8	法人の債務の評価の算定方法（1）-①（イメージ）
9	法人の債務の評価の算定方法（1）-②（イメージ）
10	法人の債務の評価の算定方法（2）（イメージ）
11	土地開発公社に係る将来負担の算定方針について
12	地方道路公社の将来負担の算定方法の例について
13	地方公共団体財政健全化法における早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準について
14	実質赤字比率・連結実質赤字比率に係る市町村の早期健全化基準と財政再生基準のイメージ
15	地方公共団体財政健全化法に係る財政指標及び基準の整備に関して地方公共団体からの意見・要望を反映させた主な事項
16	同上
17	財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ
18	現行の地方債協議・許可制度における指標と起債制限の基準
19	地方公共団体の長と議会の関係
20	早期健全化の手続
21	財政再生の手続
22	公営企業の経営健全化の手続
23	地方公共団体財政健全化法における監査委員の役割
24	地方公共団体財政健全化法における外部監査に関する規定
25	法律の施行に向けたスケジュールについて
26	地方公共団体財政健全化法に関する説明会等
27	地方公共団体の財政状況の情報公開（1）
28	地方公共団体の財政状況の情報公開（2）

地方公共団体財政健全化法関係資料

平成 20 年 1 月 18 日
 総務省自治財政局財務調査課
 理事官 三橋 一彦

資料 1





資料2

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

平成 1 9 年 6 月

I 健全化判断比率の公表等

- 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないこととする。
 - ①実質赤字比率
 - ②連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）
 - ③実質公債費比率
 - ④将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

II 財政の早期健全化

1 財政健全化計画

- 健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならないこととする。

2 財政健全化計画の策定手続等

- 財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事への報告、全国的な状況の公表等の規定を設ける。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

3 国等の勧告等

- 財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告をすることができることとする。

III 財政の再生

1 財政再生計画

- 再生判断比率（I①～③）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならないこととする。

2 財政再生計画の策定手続、国の同意等

- 財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表する。
- 財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

資料3

○財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

3 地方債の起債の制限

○再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができないこととする。

4 地方財政法第5条（地方債の制限）の特例

○財政再生計画に同意を得た財政再生団体は、収支不足額を振り替えるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）を起こすことができる。

5 国の勧告、配慮等

- 財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を勧告できることとする。
- 再生振替特例債の資金に対する配慮等、財政再生計画の円滑な実施について国及び他の地方公共団体は適切な配慮を行う。

Ⅳ 公営企業の経営の健全化

○公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表する。これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないこととし、Ⅱ2、3及びⅤ1と同様の仕組みを設ける。

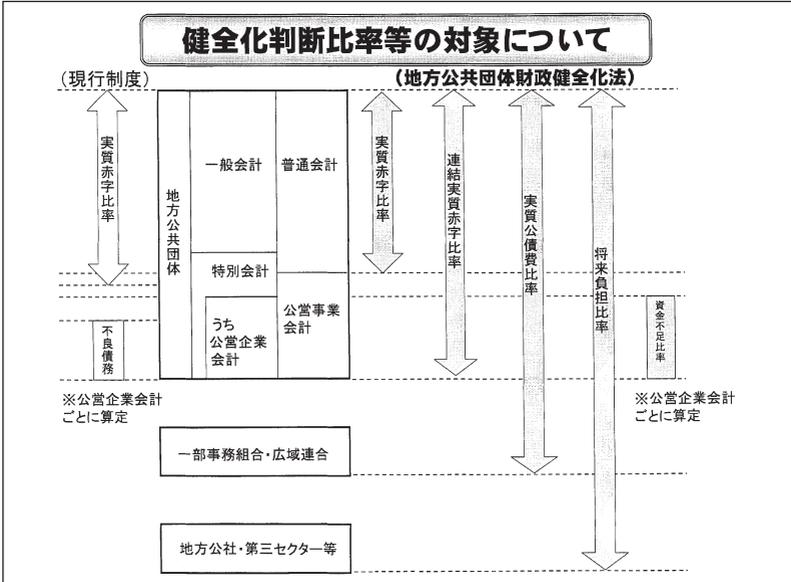
Ⅴ その他**1 外部監査**

○地方公共団体の長は、健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合等には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならないこととする。

2 施行期日等

- 健全化判断比率の公表は、公布後1年以内から、他の義務付け規定については、地方公共団体の予算編成機会の付与等の観点から、平成20年度決算に基づく措置から適用する。
- 国等に対する寄附を当分の間原則禁止することとしている現行再建法の規定を引き続き設ける。

資料4



資料5

健全化判断比率等の概要について

実質赤字比率 = $\frac{\text{一般会計等の実質赤字}}{\text{標準財政規模}}$

(趣旨) 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

○実質赤字 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

- ・繰上充用額 = 繰入不足のため、翌年度繰入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額 = 実質上繰入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額 = 実質上繰入不足のため、事業を繰り越した額

連結実質赤字比率 = $\frac{\text{連結実質赤字額 (イ+ロ) - (ハ+ニ)}}{\text{標準財政規模}}$

(趣旨) 全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

- イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業、非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

実質公債費比率 = $\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に依る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に依る基準財政需要額算入額})}$ の3ヵ年平均

(趣旨) 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

○準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年取償還をした場合の1年当たりの元金償還相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

資料6

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(趣旨) 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

○将来負担額の内容

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

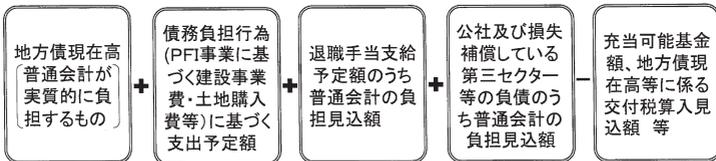
○将来負担額から控除されるもの

- リ イからヘに充当することができる地方自治法第241条の基金
- ヌ 特定財源見込額
- ル 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

※ 公営企業の経営の健全化では、資金不足比率(資金の不足額/事業の規模)を用いる。
 ・資金の不足額: 一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額
 ・事業の規模: 料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

資料7

将来負担比率の概要について



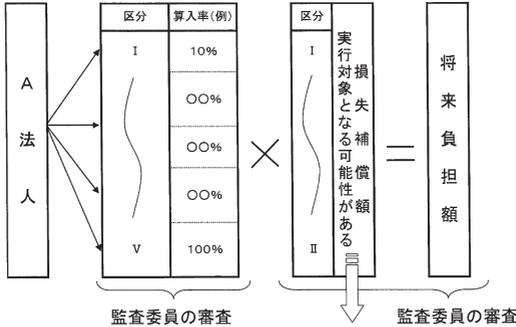
標準財政規模 - 元利償還金等に係る交付税算入額

資料8

第1回「健全化法に係る損失補償債務等評価基準検討WT」
(平成19年11月14日)提出資料

法人の債務の評価の算定方法 (1) -① (イメージ)

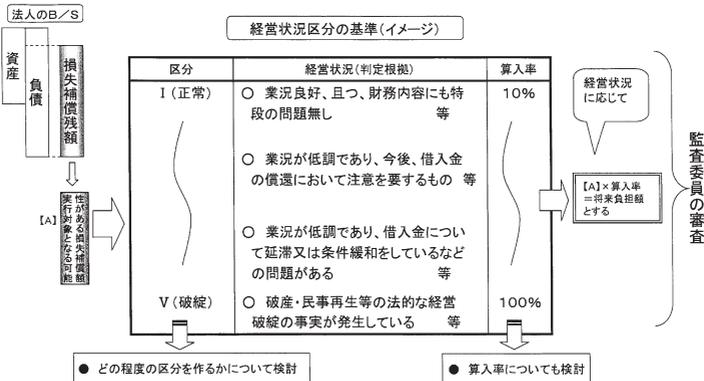
- 損失補償債務残高のうち、地方公共団体の長が以下の方法で算定した額を将来負担額とする。
- ① 損失補償の対象となっている法人への貸付金に関し、総務省が示す経営状況区分の基準にしたがって貸倒れの危険率に関する該当区分を判定(当該判定は監査委員の審査の対象)して評価。
- ② ①で判定した区分に対応した算入率(引当率に相当)を損失補償額に乘以て得た額に、更に損失補償契約の内容に応じた損失補償率を乗じた額を当該損失補償に係る将来負担額とする。
- ③ 地方公共団体が法人の経営についてより精緻な算定を行う場合は、算定方法(2)によることもできる。



● 「損失補償の種類に応じ内容の評価」について検討

資料9

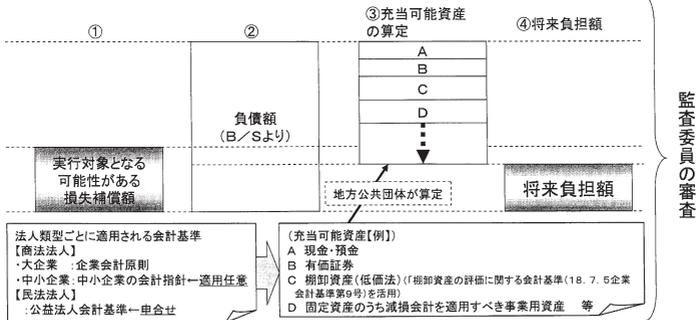
法人の債務の評価の算定方法 (1) -② (イメージ)



資料 10

法人の債務の評価の算定方法 (2) (イメージ)

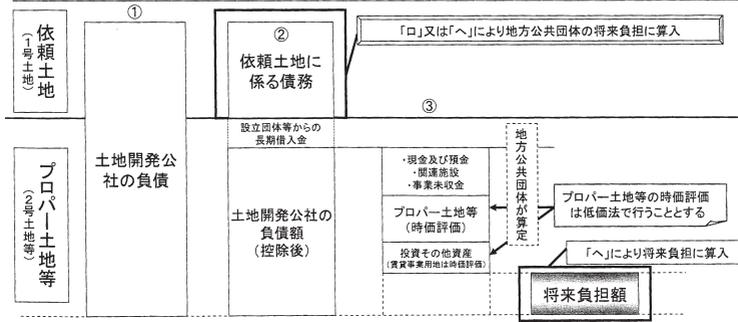
- 損失補償債務残高のうち、地方公共団体の長が以下の方法で算定した額を将来負担額とする。
- ① まず、実行対象となる可能性のある損失補償額の債務残高を把握する。
- ② ①に係る損失補償額を含め、当該法人の負債を把握する。
- ③ ②に充当可能な資産を適正な評価により算定し合算する。
- ④ ③から③を控除した額が、実行対象となる可能性のある損失補償額より小さければ当該額を、大きければ実行対象となる可能性のある損失補償額を、将来負担額とする。



資料 11

土地開発公社に係る将来負担の算定方針について

- 【土地開発公社の設立団体又は出資団体の場合】 (算定方針については次回も参照)
- ① 土地開発公社の貸借対照表上の負債を把握
 - ② 負債のうち、依頼土地(1号土地)に係るもので、依頼した地方公共団体の買取りに係る債務負担行為に基づく支出予定額又は当該土地の取得に係る土地開発公社の債務に対する当該団体の保証契約の保証額を、当該依頼団体の将来負担に算入(国等の依頼による土地については、その買取りが確実かつ合理的な場合に限り負債から控除)
 - ③ 土地開発公社の負債(設立団体等からの長期借入金を除く)から、②の買取りに要する額等を控除した後の残高が、次のaからeに揚げる額を合算した額を超える場合の当該超過額を当該団体の将来負担に算入(共同設立、出資の場合には、当該団体で合理的かつ適切な算定方法に基づき算定した額とする。)
 - a. 現金及び預金の額、関連施設の額
 - b. プロバパー土地に係る事業未収金の額
 - c. プロバパー土地の低価法による評価額
 - d. 投資その他の資産の額(aは除く)
 - e. 賃貸事業用地の低価法による評価額
- 【設立団体又は出資団体以外の地方公共団体】 (該当する場合)
- 依頼土地(1号土地)の買取りに係る土地開発公社の債務に対する当該団体の保証契約の保証額を、当該団体の将来負担として算入





資料 12

地方道路公社の将来負担の算定方法の例について

- ① 当該地方道路公社の比率算定年度の前年度末日における借入金総額（設立団体からの長期借入金額等を除く）を把握。
- ② (1) 道路整備特別措置法上の有料道路事業（国交省の許認可を得て料金徴収期間内に料金徴収）
(2) (1) 以外の事業（例 道路運送法上の有料道路事業）
で今後得られるであろう償還原資として下図の計算方法により算定された額と前年度末における借入金の償還額に充てることができる道路事業損失引当金（(1) の事業に係るもの）の額の合計額を、①の額から控除。
- ③ 以上の計算によりなお残額があれば、当該額を将来負担額とする（上限は①の額とする。算定の妥当性は監査委員の審査の対象となる）。
- ④ 共同設立法人にあつては、設立団体間で案分方法を適切に定めた上で③で得られた額を案分する。

①	②	③						
地方道路公社の 借入金総額 (設立団体からの 長期借入金等を除く)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">① 道路 特別 措置 事業</td> <td style="width: 60%;"> 借入金の償還額に充当可能な 道路事業損失引当金の額 計画上の償還予定総額(※1) (計画上の通行料収入総額－計 画上の利息・利息以外支出額) × 乖離率(※2) (前3ヶ年度収入実績／ 前3ヶ年度計画上収入) </td> <td style="width: 20%;"> ※1 国交省の認可を得ている事業計画を 基に算定 ※2 実績を基に算定 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 道路 運送 法 事業 等</td> <td> 事業実施見込期間(※3)内の 収入見込額 － 事業実施見込期間内の 支出見込額 </td> <td> ※3 各団体において合理的に見込ん だ事業継続年数 </td> </tr> </table>	① 道路 特別 措置 事業	借入金の償還額に充当可能な 道路事業損失引当金の額 計画上の償還予定総額(※1) (計画上の通行料収入総額－計 画上の利息・利息以外支出額) × 乖離率(※2) (前3ヶ年度収入実績／ 前3ヶ年度計画上収入)	※1 国交省の認可を得ている事業計画を 基に算定 ※2 実績を基に算定	② 道路 運送 法 事業 等	事業実施見込期間(※3)内の 収入見込額 － 事業実施見込期間内の 支出見込額	※3 各団体において合理的に見込ん だ事業継続年数	将来負担額
① 道路 特別 措置 事業	借入金の償還額に充当可能な 道路事業損失引当金の額 計画上の償還予定総額(※1) (計画上の通行料収入総額－計 画上の利息・利息以外支出額) × 乖離率(※2) (前3ヶ年度収入実績／ 前3ヶ年度計画上収入)	※1 国交省の認可を得ている事業計画を 基に算定 ※2 実績を基に算定						
② 道路 運送 法 事業 等	事業実施見込期間(※3)内の 収入見込額 － 事業実施見込期間内の 支出見込額	※3 各団体において合理的に見込ん だ事業継続年数						

資料 13

地方公共団体財政健全化法における
早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準について

1 実質赤字比率

- (1) 早期健全化基準については、現行の地方債協議・許可制度における許可制移行基準（市町村※2.5%～10%、都道府県 2.5%）と財政再生基準との中間の値をとり、市町村は財政規模に応じ 11.25～15%、都道府県は 3.75%とする。※特別区を含む。以下同じ。
- (2) 財政再生基準については、財政規律を確保する上で事実上の規範として定着している現行再建法の起債制限の基準を用い、市町村は 20%、都道府県は 5%とする。

2 連結実質赤字比率

- (1) 早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に、公営企業会計等における経営健全化等を踏まえ 5%加算し、市町村については財政規模に応じ 16.25～20%、都道府県については 8.75%とする。
- (2) 財政再生基準は、実質赤字比率の財政再生基準に（1）と同様の観点から 10%加算し、市町村は 30%、都道府県は 15%とする。

※ 連結実質赤字比率は、法で導入された新しい指標であることに鑑み、財政運営に大きな制約を与える財政再生基準については、3年間の経過的な基準（10～5%引上げ）を設ける。

3 実質公債費比率

- (1) 早期健全化基準については、市町村・都道府県とも、現行の地方債協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準とされている 25%とする。
- (2) 財政再生基準は、市町村・都道府県とも、現行の地方債協議・許可制度において、公共事業等の許可が制限される基準とされている 35%とする。

4 将来負担比率

実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村は 350%、都道府県及び政令市は 400%とする。

5 公営企業における資金不足比率

経営健全化基準（早期健全化基準に相当する基準）は、現行の地方債協議・許可制度における許可制移行基準の 2 倍である 20%とする。
（営業収益／年の 5%程度の合理化努力×4年のイメージ）

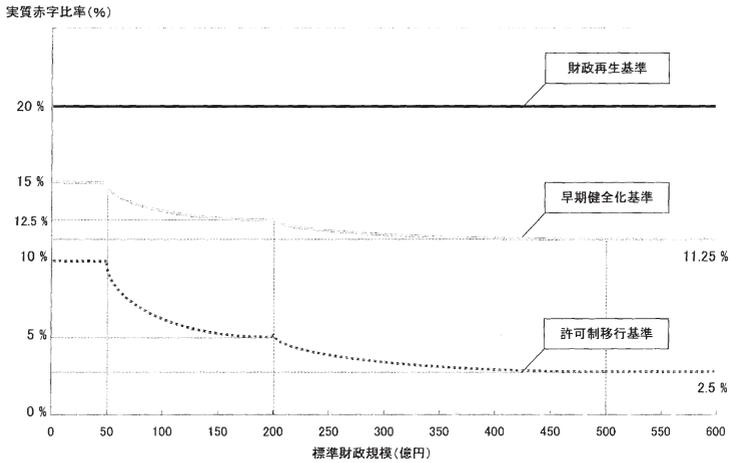
注 1 都の実質赤字比率及び連結実質赤字比率の基準については、現行再建法と同様、財政制度の特例に伴う計算調整がある。

注 2 財政健全化計画の内容は、地方公共団体の自主性に委ねられることを踏まえ、実質公債費比率に基づく地方債同意等基準における 3（1）（2）の間の起債制限の事業区別は撤廃する方向。

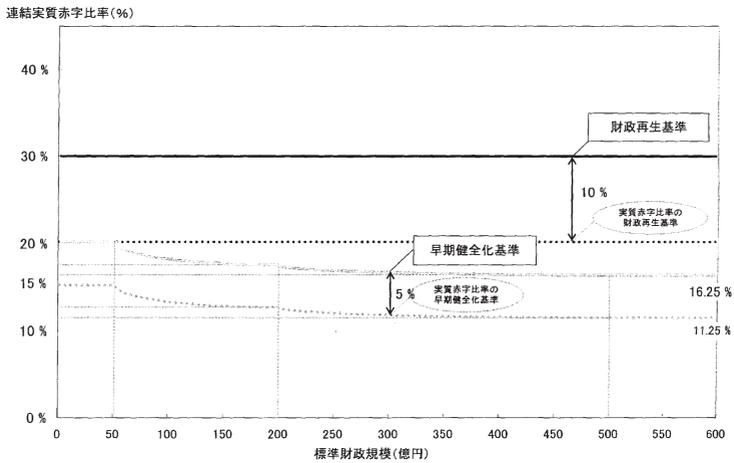


資料 14

実質赤字比率に係る市町村の早期健全化基準と財政再生基準のイメージ



連結実質赤字比率に係る市町村の早期健全化基準と財政再生基準のイメージ



資料 15

地方公共団体財政健全化法に係る財政指標及び基準の整備に関して
地方公共団体からの意見・要望を反映させた主な事項

1. 法律案に対する国会附帯決議

衆議院 総務委員会（平成 19 年 5 月 24 日）（抄）

二、財政指標の算出方法や早期健全化基準・財政再生基準を政省令で定める際には、画一的な指標・基準とせず、地方六団体の意見が十分反映されるようにすること。

参議院 総務委員会（平成 19 年 6 月 14 日）（抄）

二、財政指標の算出方法や早期健全化基準・財政再生基準等を政省令で定める際には、地方公共団体の財政規模及び権限等を考慮し、画一的な指標・基準とせず、地方六団体の意見が十分反映されるようにすること。また、公営企業については事業の性質上、やむを得ず赤字が生じる場合があること等に留意すること。

2. 地方公共団体からの意見・要望を反映させた主な事項

(1) 連結実質赤字比率や資金不足比率の算定における「解消可能資金不足額（仮称）」の控除

- ・ 減価償却費と地方債の償還年限との差を捉える方法、減価償却前経常利益等による負債償還可能額を捉える方法、個別計画による方法の3つの方法により控除。

(2) 実質赤字比率や連結実質赤字比率の早期健全化基準について、地方公共団体の財政規模等を考慮。

また、将来負担比率について、都道府県・政令市と市町村の早期健全化基準を区分。

- ・ 現行の地方債許可・協議制度における許可制移行基準には、地方公共団体の財政規模等を考慮した基準が用いられていることを踏まえ、実質赤字比率や連結実質赤字比率の早期健全化基準には、財政規模等を考慮した基準を採用。
- ・ また、将来負担比率については、地方債の平均的な償還年数の違いを勘案し、市町村と都道府県・政令市に差を設けた。



資料 16

(3) 実質公債費比率や将来負担比率の算定における都市計画税の算入

- ・ 都市計画税は、これまで実質公債費比率に反映されていなかったが、用途が特定されている目的税のうち、その税の負担とその経費によって賄われる行政との間に特に強い受益関係があるものであること、地方交付税の算定上も特定財源として取り扱われていることに鑑み、これを反映。

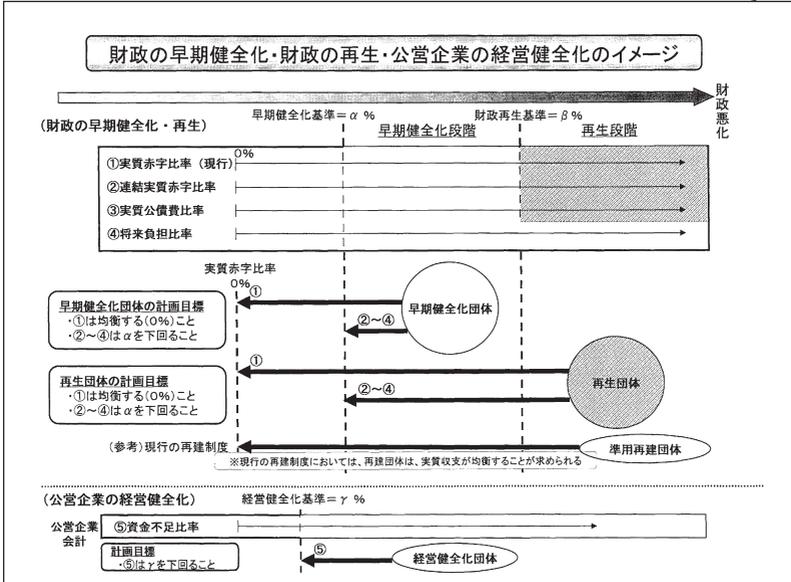
(4) 宅地造成事業に係る資金不足額の算定における販売用土地の収入見込額の反映

- ・ 宅地造成事業は、事業の特性上、収入が発生するまでに時間がかかるため、販売用土地について適切に時価評価（原価と時価を比較していずれか低い方を評価する「低価法」）した上で流動資産に計上。

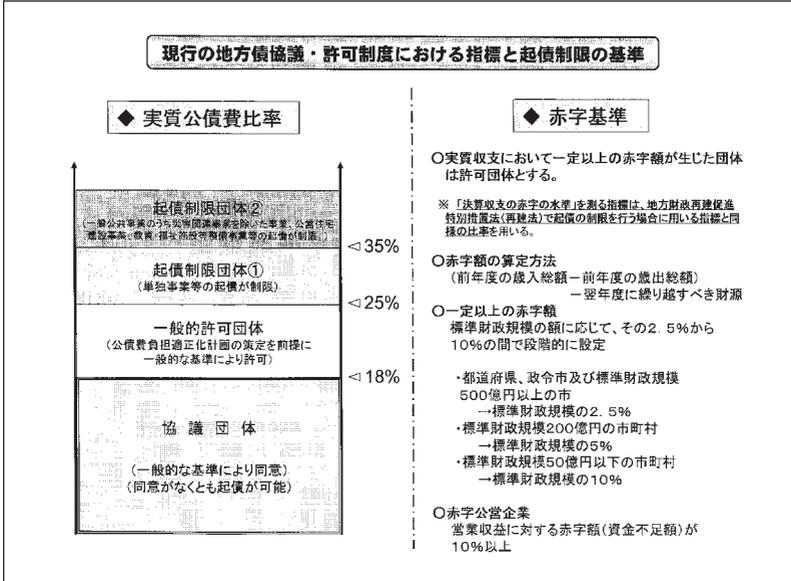
(5) 連結実質赤字比率の財政再生基準について、3年間、経過的な基準を適用

- ・ 連結実質赤字比率は本法で導入された新しい指標であること、財政再生の段階が国の強い関与を伴うものであること、制度導入期には、早期健全化の取組を行う機会がなく再生段階が適用される団体がありえることから、財政再生基準に限り、制度導入期の3年間、基準を10%～5%引き上げることとする予定。

資料 17



資料 18

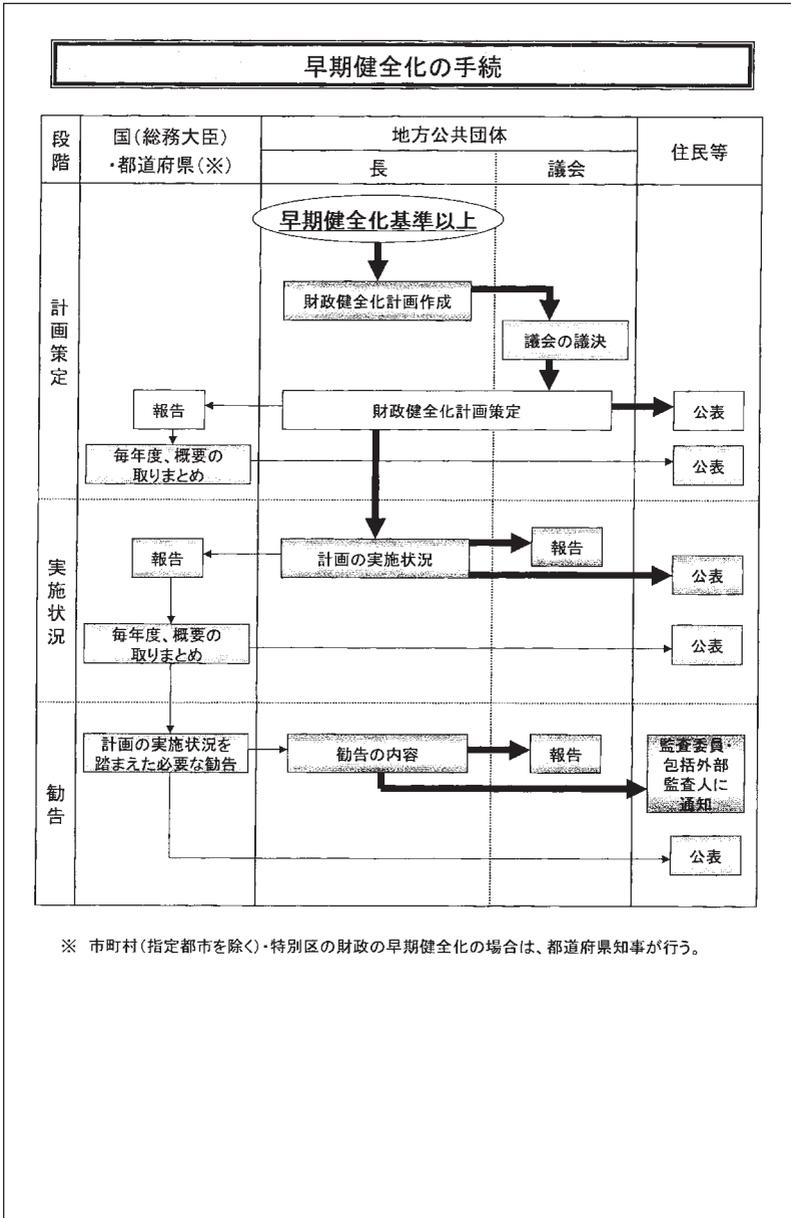




資料 19

地方公共団体の長と議会の関係

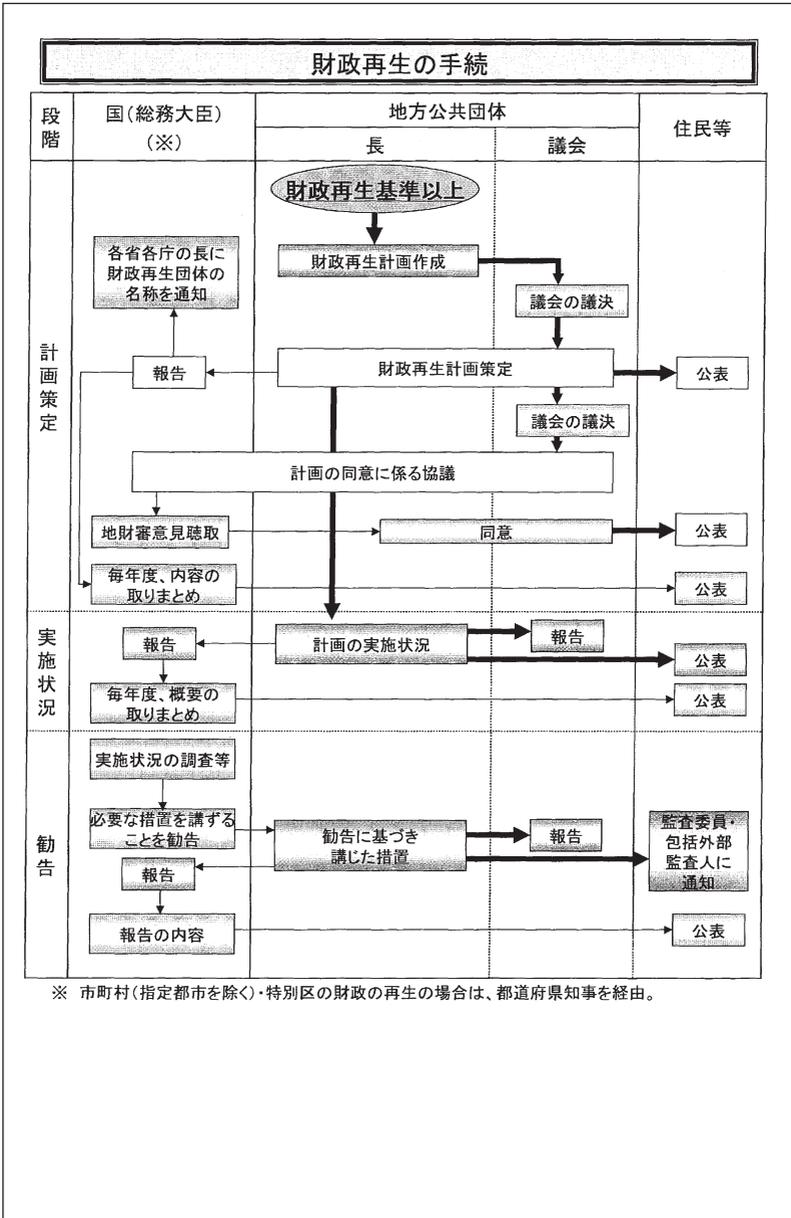
	地方公共団体の長	→	議 会
財政指標の開示	4つの指標(健全化判断比率)		報告
	公営企業会計の資金不足比率		報告
(財政の早期健全化・再生)			
早期健全化 (α 以上)	財政健全化計画策定		議会の議決
	計画の実施状況		報告
	国・都道府県による勧告の内容		報告
再生 (β 以上)	財政再生計画策定		議会の議決
	計画の同意に係る協議		議会の議決
	計画の実施状況		報告
	国による勧告の内容		報告
(公営企業の経営健全化)			
公営企業の 経営健全化 (γ 以上)	経営健全化計画策定		議会の議決
	計画の実施状況		報告
	国・都道府県による勧告の内容		報告



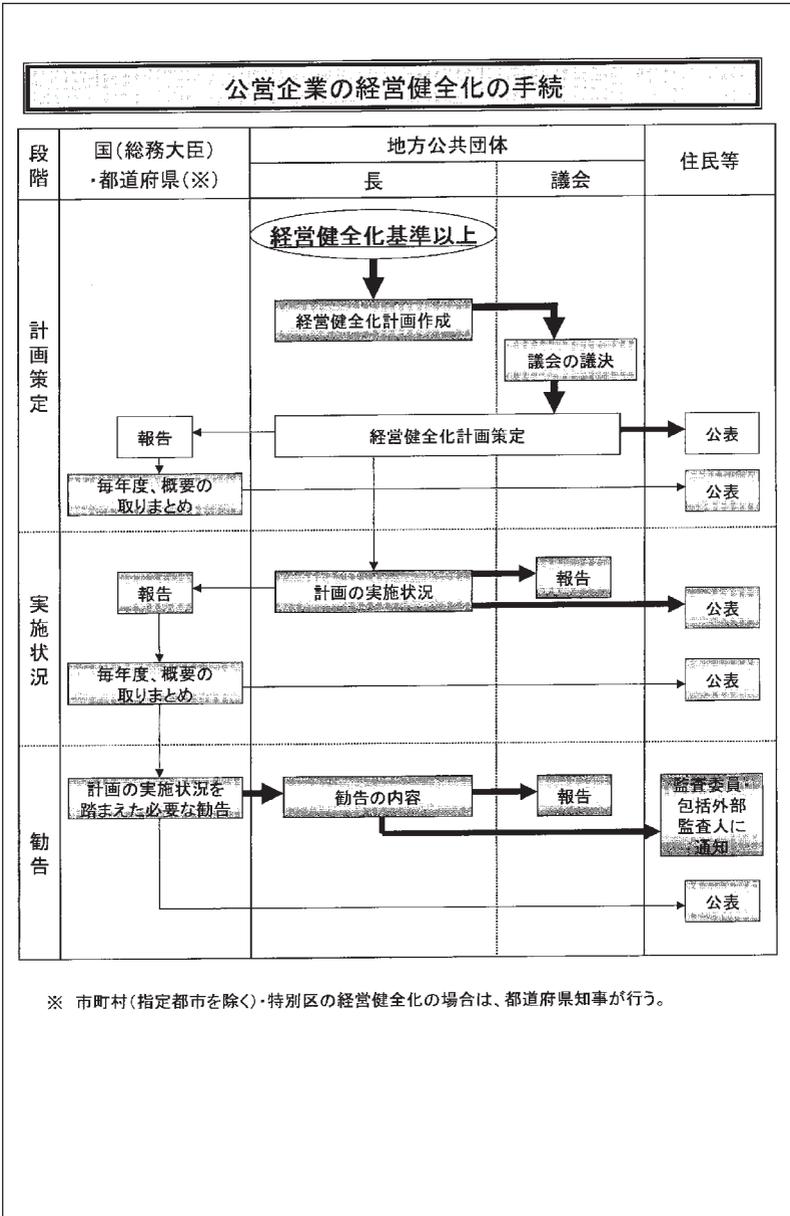
※ 市町村(指定都市を除く)・特別区の財政の早期健全化の場合は、都道府県知事が行う。



資料 21



資料 22





資料 23

地方公共団体財政健全化法における監査委員の役割

1. 財政指標の審査

(健全化判断比率の公表等)

- 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならない。
- ・ 意見の決定は、監査委員の合議。
- ・ 算定基礎事項を記載した書類は事務所に備付け。

(第3条)

(資金不足比率の公表等)

- 公営企業を営営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならない。

(第22条)

2. 国等から勧告を受けた場合の通知受理

(国等の勧告等)

- 総務大臣又は都道府県知事は、財政健全化計画の実施状況を踏まえ、当該財政健全化団体の財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、当該団体の長に対し、必要な勧告をすることができる。
- 財政健全化団体の長は、総務大臣又は都道府県知事から勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該団体の議会に報告するとともに、監査委員(包括外部監査対象団体においては、監査委員及び包括外部監査人)に通知しなければならない。

(第7条)

(国の勧告等)

- 総務大臣は、財政再生団体の財政の運営がその財政再生計画に適合しないと認められる場合等においては、当該団体の長に対し、予算の変更、財政再生計画の変更等の措置を講ずることを勧告することができる。
- 財政再生団体の長は、勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該団体の議会に報告するとともに、監査委員(包括外部監査対象団体においては、監査委員及び包括外部監査人)に通知しなければならない。

(第20条)

資料 24

地方公共団体財政健全化法における外部監査に関する規定

1. 長による個別外部監査の要求の義務付け

(地方自治法の監査の特例)

- 財政健全化計画等を定めなければならない地方公共団体の長は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、当該団体の財政健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、監査委員に対し、地方自治法第百九十九条第六項の監査の要求をし、併せて、理由を付けて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めなければならない。

(第26条第1項に基づく読替後)

2. 財政指標(健全化判断比率等)の調査

(健全化判断比率の公表等)

- 包括外部監査対象団体においては、包括外部監査人は、その監査のため必要があると認めるときは、公表された比率とその算定基礎事項を記載した書類について調査することができる。

(第3条)

3. 財政健全化団体等における包括外部監査人の留意事項

(地方自治法の監査の特例)

- 財政健全化団体等が包括外部監査対象団体である場合においては、当該団体等の包括外部監査人は、その監査をするに当たっては、同条第二項の規定によるほか、当該団体等の財務に関する事務の執行と経営に係る事業の管理が財政の早期健全化等を図る観点から適切であるかどうか、特に、意を用いなければならない。

(第26条第2項)

4. 国等から勧告を受けた場合の通知受理

(国等の勧告等)

- 財政健全化団体の長は、総務大臣又は都道府県知事から勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該団体の議会に報告するとともに、監査委員(包括外部監査対象団体においては、監査委員及び包括外部監査人)に通知しなければならない。

(第7条)

(国の勧告等)

- 財政再生団体の長は、勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該団体の議会に報告するとともに、監査委員(包括外部監査対象団体においては、監査委員及び包括外部監査人)に通知しなければならない。

(第20条)

資料 25

法律の施行に向けたスケジュールについて								
平成19年度			平成20年度			平成21年度		
6/22	～12月	3月	4月～	秋	3月	4月	秋	3月
○	○		○	○		○	○	○
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」公布			指標の公表に係る規定の施行（平成20年4月1日）			計画策定義務等に係る規定の施行		
再生基準等を内容とする政省令の整備 指標の具体的算定ルール及び早期健全化基準・財政 （地方公共団体との意見交換） （平成20年度予算編成）			19年度決算に基づく指標の公表			20年度決算に基づく指標の公表 ⇒ 財政再生計画を策定（平成21年度内） 計画策定義務に該当する団体は、財政健全化計画・		

資料 26

地方公共団体財政健全化法に関する説明会等				
事 項	対 象	開催日	場 所	備 考
全国市長会との意見交換会	全国市長会加盟の市区	7月10日	全国都市会館	
全国知事会との意見交換会	全国知事会再建法制等問題小委員会作業部会の関係都道府県	7月20日	都道府県会館	
地域衛星通信ネットワークによる説明	都道府県、指定都市、市区町村	8月7日	—	8月7日放映、8月21日再放映。また、制自治体衛星通信機種のHPで動画配信
全国町村議会シンポジウム	町村議員	8月28日	ルポール豊町	地域衛星通信ネットワークにおいても9月5日及び12日に放映。また、制自治体衛星通信機種のHPで動画配信
全国町村会政務調査会・常任理事会合同会議	全国町村会役員の町村長	9月13日	全国町村会館	
全国都道府県監査委員協議会連合会説明会	都道府県、指定都市、東京都・神奈川県内市区の監査委員事務局	9月14日	東京都庁	
健全化法に関する説明会①	都道府県、指定都市、地方六団体	9月26日	都道府県会館	意見照会
町村監査委員全国研修会	町村監査委員等	10月16日	東京国際フォーラム	
全国都市監査委員会事務研修会	都市監査委員等	10月26日	神戸国際センター	
健全化法に関する説明会②	都道府県、指定都市、地方六団体	11月15日	都道府県会館	再度の意見照会

※ 都道府県（財政担当課・市町村担当課）及び政令市（財政担当課）に対し3度の意見照会を実施し、44団体から計291件の意見等が寄せられた。

資料 27

地方公共団体の財政状況の情報公開

(1) 他団体と比較可能な財政情報、企業会計や第三セクターを含む総合的な財政情報を、わかりやすく公開することにより、自律的な財政健全化を推進。

【イメージ】

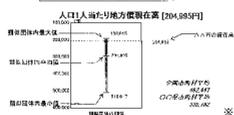
財政比較分析表

〇〇県 △△市	日	123,835	A09183310001
	歳	42.3	65
	歳入総額	23,166,371	千円
	歳入総額	242,506,9	千円
	歳出総額	1,122,524	千円



※財政比較分析表は、人口10万人当たり地方債額を基準として、〇〇県△△市と平均とを比較し、〇〇県△△市の財政状況を把握することができます。

〈例〉将来負担の健全度



※ 総務省HP: <http://www.soumu.go.jp/ken/zaisei.html#fukukaikokessan>

財政状況等一覧表

財政状況等一覧表【イメージ】

団体名 〇〇県

	財政収支	実質収支	地方債収支差	総合的な収支差
一般会計	20,076	1,441	2,932,273	2,952,749
〇〇特別会計	61	0	18,956
普通会計	20,137	1,441	2,932,273	2,971,705

	経費計 (形式収支)	不償還債 (実質収支)	地方債 (形式収支)	総合的な収支差
電気事業特別会計	343	32,342
工業団地工業団地特別会計	214	2,000	103
公共事業特別会計	△ 1,238	43,083	11,493

第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況 (10万円)

	経費総額	経費削減率	経費削減率	経費削減率
〇〇交通運輸部	83,824	82.3%
〇〇文化観光部	△ 24,781	835,508	87,121,739
〇〇女性課	37,432

※ 注：経費削減率は、経費削減率(%) = (経費削減額 / 経費総額) × 100 で算出されています。

資料 28

(2) 財政比較分析表・財政状況等一覧表については、団体間の比較が容易な形で総務省HPで公表

○ 総務省HPでの公表イメージ (例: 財政比較分析表(都道府県分))

都道府県財政比較分析表

都道府県(47団体)の財政比較分析表(PDF形式)を掲載しています。

北海道	青森県	岩手県	宮城県
秋田県	山形県	福島県	茨城県
栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県
東京都	神奈川県	新潟県	富山県
石川県	福井県	山梨県	長野県
岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県
奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
岡山県	広島県	山口県	徳島県
香川県	愛媛県	高知県	福岡県
佐賀県	長崎県	熊本県	大分県
宮崎県	鹿児島県	沖縄県	

※総務省HPのURL

・財政比較分析表: <http://www.soumu.go.jp/ken/bunsekijhyo.html>

・財政状況等一覧表: http://www.soumu.go.jp/ken/zaisei_chiran.html

